

2025年12月5日

託児関連サービスにかかる件

日本行政学会
理事会

本学会の規約が定める、今後の行政に関する研究の促進と研究者間の協力促進のためには、若手研究者をはじめとする多くの会員や研究者が、本学会に参加する意欲を高めるとともに、参加しやすい環境の整備が必要です。特に、キャリアを積み重ねていく若手・中堅世代の研究者にとって、研究発表の場であり研究交流の場である研究大会への参加の重要性は、他の年代層よりも高く、託児等のケアを理由に参加が妨げられないよう支援する必要があります。

同認識のもと、また、政治学関連学会の動向に鑑み、本学会では、2025年度に理事会、総会の承認のもと託児関連サービスに係るワーキング・グループを設置し、本学会の託児関連サービスのあり方の検討を進めてまいりました。この度、託児関連サービスに係るワーキング・グループによる検討結果を踏まえて、以下の通り、理事会として決定しました。

本学会が、様々な環境におかれている若手・中堅世代の研究者にとって今以上に参加の価値があり魅力的な学会となり、選ばれる学会となるためには、理事会として、以下内容の実現に向けての検討と取組を進めて行きます。

そのため、託児関連サービスに対する基本の方針として、以下の諸点を決定しました。

①「ケアに対する寛容な学会」をつくること

託児関連サービスを行っていく上では、本学会において「寛容さ」が共有される必要があります。サービスを必要とされる会員等が躊躇することなく利用できる制度とともに、持続可能な制度とする必要があります。

②ケア負担の偏在について学会内での「見える化」をはかること

寛容な雰囲気を醸成するためには、制度の周知をはかるとともに、子ども帯同等による可視化が有効です。これらを通じて、託児等のケアが必要な会員にとって心理的に安心できる学会となり、子育て世代の参加が促されるように努めることが必要です。

③「開かれた学会」としての継続的な取組とすること

研究者、学生、実務家をはじめとする会員の背景が多様化するなかで、託児に限らず、介護等も含めた様々なケアや多様な事情に配慮し、参加・登壇しやすく開かれた学会となる必要があります。そのためには、一時的な措置ではなく、継続的な取り組みとともに、各取組も固定化するのではなく、結果を踏まえた見直しを継続していくことが必要です。

記

I 基本的姿勢

日本行政学会は、男女共同参画の理念に基づき、会員への支援を行うべきと考える。

（1）研究大会における保育支援の意味

1) 学会規約に掲げられた、学会の目的（第3条）ならびに事業（第4条）を保障するため。

＜日本行政学会規約＞

第3条 本会は、内外の行政に関する研究及びその研究者相互の協力を促進し、あわせ外国の学会との連絡及び協力を計ることを目的とする。

第4条 本会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

一 研究者の連絡及び協力の促進

二 研究会及び講演会の開催

三 機関誌その他の刊行

四 外国の学会との連絡及び協力

五 その他理事会が適当と認める事項

2) 若手研究者にとっては、研究発表の場であり、研究交流の場である研究大会への参加の意味が他の年代層よりも高く、ケアを理由に参加が妨げられないよう支援する必要がある。

a : 研究交流の場としての研究大会

- ・院生数の減少、院生の偏在の現状から、若手研究者の交流の場を複数保障する必要
- ・出身大学や所属大学に頼らない新たな関係構築の場の提供

b : 参加継続の保障

- ・多くの学会で託児サービスの利用が可能になる中、本学会が子育て期の参加を促す仕組みを欠いたままでは次世代会員のリクルートに悪影響を及ぼしかねない
- ・若手世代においては共働き率の上昇が予想され、パートナーの職業・働き方も多様化する中では、子育てと研究の両立は性別にかかわらない課題となる

（2）託児関連サービスに対する具体的な方針

理事会は、現会員内での託児サービスの必要性を鑑み、早期より開始すべきであると考えている。他方、開催校の状況や会員等の周知、理解の必要性を勘案したうえで、次の順での実施を提案する。

まずは、短期的措置(以下、Ⅱ)として、2026年度大会では、多様な手法を同時に小さく始めていくこととする。各手法の試行を通じて、利用状況や財政への影響、運用面での課題等を把握しながら、2027年度以降の託児サービス提供の検討・整理に活かすこととする。

次に、中長期的事項(以下、Ⅲ)として、2027年度大会以降は、2026年度大会の試行結果を踏まえて、制度を適宜修正するとともに、以下に掲げる中長期的課題の実現可能性を試みていくこととする。

なお、学会独自の託児サービス提供は、費用面、開催校の設備状況、事務の協力体制、専門職の確保等の問題が多いことから、理事会では現実的でないと判断した。

Ⅱ 短期的措置（2026年度大会）

（1）方針

2026年度は開催校の状況を勘案したうえで、以下のサービスについて実証実験（モデル事業）として試行し、利用状況や財政への影響、運用面での課題等を踏まえ、2027年度以降のサービス提供に活かすこととする。2026年度からできることはやるという方向性のもと、多様な手法を同時に小さく始めてみることとする。

（2）託児サービスの提供方法

①既存サービス利用時の補助

- ・1日当たり子ども1人につき5,000円の定額補助とする
※サービスを利用して学会参加していることの証明として、事前申請した人について受付時にチェック
※大会初日以降1か月以内に領収書を提出（原則として原本もしくはPDFでの提出、ただし写真データでの提出も可、宛名は学会名とする）
※一般的な事業者サービスの一日7時間利用で15,000円前後であるため、5,000円定額としても過剰になることはないと考えられる
・子どもの年齢で線引きは行わない（一般的な事業者託児サービスは小学生まで）
・科研費等他の予算補助を受けている場合でも、補助の合算受給については不問とする
※各大学、予算についてはどこまで利用できるのか範囲、状況がバラバラであること、またなるべく広くこの支援を利用してもらうため

②会場への子ども帯同を認める

- ・学会、開催校は責任を負わず、あくまでも保護者の監護の下での帯同とする
- ・保護者会員は、トラブル発生時には保護者会員が責任を取ることについて了解した上で、帯同申請を行うものとする

※その旨について保護者会員の署名を求める

- ・開催前に、子どもの帯同予定について申請をする
- ・保護者会員が受付で子どもを登録し、子どもは会場内にて名札着用（保護者の名刺を入れる）
- ・分科会会場（登壇者含む）をはじめとした全会場への帯同を認める（懇親会含む）
- ・子どもの年齢で線引きは行わない（乳幼児も保護者の責任の下、可とする）
- ・次年度はモデル事業としての試行であること、また開催校の状況等もあり、休憩室の設置については見送ることとする

（3）対象者

- ・補助に関しては、全個人会員を対象として実施 ※広く参加機会の保障とする
- ・但し、予算制約があるため、申請した場合にも、補助には一定の制約がありうる
- ・帯同に関しては団体会員として参加する保護者個人についても認める

（4）学会としての姿勢

- ・会員の行動変容、意識改革を進めるために理事長からのメッセージを発出する
- ・院生数ならびに会員数の減少傾向が避けられないなか、若手や実務家にも広く開かれた学会であり選ばれる学会となるためには、若手・実務家にとっても参加価値があり魅力のあるサービスを提供する必要がある

（5）予算措置

- ・実証実験として開始するため、独自の支出費目として設定せず、事務局経費内からの支出とする
- ・事前申請の状況も勘案しつつ、2026年度予算を措置する

Ⅲ 中長期的事項（2027年度以降）

※以下、あくまでも現段階では論点の提示にとどめ、詳細については今後の検討課題とする

（1）方針

保育支援へのニーズは利用者の勤務地や保育環境、子どもの年齢・数などにより大きく異なるため、複数の支援を用意することが望ましいことから、開催校は以下の複数の支援策整備を参照基準とし、利用者が選択できるようにする。

（2）託児サービスの提供方法

- ①会員居住地における既存サービス利用時の補助
- ・夫婦別途受給も可とする

※この仕組みの考え方は、子どもに対する補助ではなく、ケア負担に対する保護者への支援と捉えるものである

- ・会員一人の子ども一人あたり定額 5,000 円、もしくは託児サービスにかかった費用のうち上限金額を設定したうえで補助とすることを検討

②学会開催地近隣の既存サービスの紹介、補助

- ・地方開催の場合は開催校がリストを作成することが望ましい（但しリソース不足の懸念はあり）
- ・補助額については①と同様

③会場への子ども帯同を認め、休憩室を設置

- ・基本的に上記Ⅱと同じ
- ・休憩室は誰でも自由に使用できるものとして1室、子ども帯同者のみが使用できるものとして分科会とは物理的に少し離れた場所（異なるフロアなど）に1室確保することが望ましい
- ・休憩室は原則として保護者と一緒に利用することとし、小学生以上で一時的に子どものみで利用する際には保護者の責任となることを確認する
- ・子ども帯同者のみが使用できる休憩室の場所については、安全上の理由から、受付をした者にのみ案内する
- ・休憩室として提供する教室については、対象者を問わず、利用に注意が必要な環境等がある場合、開催校より事前に情報共有していただく（可能であれば危ないものがないような教室を準備していただく）

（3）対象者

- ・幅広い参加を保障するために、補助についても、個人会員のみならず、団体会員としての参加者も対象者とすることを検討する。
- ・学会として、団体会員に対して託児関連サービスの趣旨・内容を周知するとともに、団体会員においても、団体会員として参加する個人の参加機会の保障となる支援をお願いしたい旨をアナウンスする
- ・第一段階として、団体会員のなかの登壇者は補助の対象とする
- ・第二段階として、大会参加費が導入され、団体会員の参加者も大会参加費を納付するときには、登壇者・参加者を問わず、対象者としやすいと考えられる。

（4）学会開催方法

- ・対面開催の意義と重要性（特に若手会員の人的ネットワーク形成、出身大学や所属大学に頼らない新たな関係構築の場としての意義）
 - ・他方、中長期的には子育てや介護に関わる会員にとって参加しやすいオンラインを活用することも検討すべき
- ※例：隔年でオンライン開催（計画的な報告、学会参加が可能）、または1日目は対面、2日目はオンラインなどの組み合わせ（教育学会）

（5）その他の検討課題

- ・介護等の事情にも対応できるよう、包括的な補助の仕組の構築
- ・健康上の理由から支援者（ケアラー）の同伴を要する場合も帯同を認める
- ・理系の学会などでは子ども同士のトラブルや、保護者の立場によって助教などが子守をさせられるなどのケースも発生しており、こうした事態も想定しておく必要がある
- ・帯同を認める場合、懇親会への子どもの参加をどう考えるか。食事をするのであれば子ども料金を設定して徴収するかどうか、検討する必要がある
- ・地方開催の場合は早期のリスト提示が望ましいが、情報収集に際しては利用経験や子育て当事者等でなければ勘所がわかりにくいという問題もあるため、開催校の負担が大きい。そのため開催校とは別に託児をはじめとするケア関連の担当を充てる（もしくは委員会の設置）ことも検討してはどうか
- ・ハイブリッド開催の場合、開催校の人的負担が大きく、または業者委託の場合は費用が高額になる可能性が高いことから、今後の学会財政の観点から支出をどう考えるか、方針を決める必要がある
- ・学会開催方法として、登壇者に不測の事態があった場合（健康上の理由、介護等を含む）は会場と登壇者をオンラインで繋ぐ対応も考慮してはどうか
- ・上記託児サービスの提供を義務付けると開催校が限定される、もしくは引き受け手がなくなることも懸念されることから、バランスを考慮し、あくまでも参酌基準とする
- ・既に帯同してきている実例もあることから（韓国からの参加者）、帯同も許容されるという空気を醸成してから緩やかに進める方法もあるのではないか
- ・2026年度の試行後、利用者に対してヒアリングを行い、改善策があれば検討のうえ翌年度の実施に反映する。また、会員に対してアンケートを実施し、本格実施に向けて感触を得る

（以上）